平成２２年（フ）第１３１１号
堺市東区菩提町５丁170番地　安田マンション112号
債務者　坂下　英弘
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３７４号
大阪府高石市東羽衣１丁目５番48号、前住所大阪府高石市羽衣２丁目２番21―831号
債務者　塩野　晴久
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４３１号
堺市堺区協和町１丁１番地１　西団地17号館807号
債務者　中井　華弘（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２４２号
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣3859番地１
債務者　山川　周三
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７７号
宮崎市大工３丁目330番地　第２渡辺コーポ101号
債務者　今川　晴雄
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３８０号
宮崎市平和が丘西町33番地１　県住４―16
債務者　河野　三恵（旧姓串間）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３８６号
宮崎市阿波岐原町鳥居原2117番地６　市営住宅180棟15号、前住所宮崎市新別府町薗田107番地　高橋マンション403号
債務者　髙山　由佳
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３９９号
宮崎市神宮西１丁目141番地　コーポアーバンスペース102号、前住所宮崎市祇園４丁目42番地１　ファミール祇園105号
債務者　原田　康裕
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４０６号
宮崎県西都市大字鹿野田9029番地１
債務者　山田　章夫
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４０９号
宮崎市佐土原町上田島1205番地72
債務者　垣﨑　幸代
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５４号
福島県大沼郡昭和村大字下中津川字住吉２番地、前住所宮城県仙台市泉区八乙女中央３丁目10番43―405号
債務者　齋藤　紳一
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第６７８号
神奈川県厚木市妻田東１丁目６番52―211号
債務者　長澤久美子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７０３号
神奈川県小田原市小八幡２丁目１番４―406号、前住所神奈川県小田原市早川３丁目18番地の12　青木アパート201
債務者　神谷　保孝
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４４７号
新潟県新潟市中央区沼垂東５丁目８番15号　谷アパート１―２
債務者　曽我　勝則
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９７号
新潟市東区宝町３番１号　宝ハイツ103号
債務者　ジャミル　ムハメド　バーバル
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０８号
新潟市西区小針６丁目71番32号　ピュアリバーサイド小針101号、前住所新潟市中央区上沼700番地４　外山レイクサイドハウスＪ棟107号
債務者　渡邊　明美
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部